

# 「週休2日確保工事（4週8休）」及び「ICT活用工事（土工）」

## に関する取組について

県土整備部では、令和元年10月1日以降に入札公告または指名通知を行う工事から、「週休2日確保工事（4週8休）」及び「ICT活用工事（土工）」を実施したことを証明する「証明書」を発行しています。

### 1. 「週休2日確保工事（4週8休）」について

- (1) 4週8休を実施した工事の主任（監理）技術者に対して、証明書を発行します。
- (2) 国土交通省が実施する総合評価落札方式において、週休2日確保工事に関する証明書の有無を評価する場合、県が発行する証明書（発行日から1年以内に限る）も評価対象となります。

### 2. 「ICT活用工事（土工）」について

- (1) ICT土工を実施した工事の主任（監理）技術者に対して、証明書を発行します。
- (2) ICT土工の施工プロセスは「①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT建設機械による施工、④3次元出来形管理、⑤3次元データの納品」の5つがあり、実施内容に応じた証明書を発行しますが、「③ICT建設機械による施工」の実施は必須とします。
- (3) 国土交通省が実施する総合評価落札方式において、ICT活用工事（土工）に関する証明書の有無を評価する場合、県が発行する証明書（発行日から1年以内に限る）のうち、①～⑤の全てを実施した場合（全面活用）に限り評価対象となります。

### 3. 総合評価落札方式における加点について

- (1) 令和2年7月1日以降に入札公告を行う工事から、総合評価落札方式における技術力評価（配置予定技術者の能力）において、「週休2日確保工事（4週8休）」及び「ICT活用工事（土工）」の証明書（発行日から1年以内に限る）の有無を評価の対象としています。

※ 県では、上記2（3）の全面活用以外の証明書であっても評価する予定です。

- (2) 同じく、総合評価落札方式における技術提案（施工計画）において、ICT土工の活用提案を評価の対象としています。

内容としては、施工プロセス（①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT建設機械による施工、④3次元出来形管理、⑤3次元データの納品。）の活用数に応じた評価を行うものです。